

## 経営委員会委員の服務に関する準則の改正について

平成 2 0 年 3 月 1 1 日の第 1 0 6 4 回経営委員会で議決した、「経営委員会委員の服務に関する準則」のうち、第 1 条について、次の新旧対照表のとおり修正のうえ、議決することとしたい。

今回の修正は、平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日に成立した「放送法等の一部を改正する法律」（同年 1 2 月 3 日公布）により、協会に関連する放送法の条文番号が変更されたことに伴うものである。

なお、本議決は「放送法等の一部を改正する法律」の施行日である、6 月 3 0 日から施行する。

（新たな「経営委員会委員の服務に関する準則」は別添資料参照）

### 新旧対照表

（下線部は変更部分）

変更案	現行
<p>（総則） 第 1 条 この準則は、<u>放送法第 6 2 条</u>に基づき、日本放送協会の経営委員会委員が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い倫理観を持って職務を適切に執行するために必要な服務に関する事項を定めたものである。</p>	<p>（総則） 第 1 条 この準則は、<u>放送法第 3 0 条の 3</u>に基づき、日本放送協会の経営委員会委員が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い倫理観を持って職務を適切に執行するために必要な服務に関する事項を定めたものである。</p>